

■資料

|| 諸規程 ||

慶應義塾インフォメーションテクノロジーセンター規程

平成16年6月29日 制定

平成20年1月8日 改正

(設置)

第1条 慶應義塾（以下「義塾」という。）に、慶應義塾インフォメーションテクノロジーセンター（Keio Information Technology Center、以下「ITC」という。）を置く。

(目的)

第2条 ITCは、義塾に必要な情報基盤を効果的に提供することによって、義塾の教育・研究の発展および義塾の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 ITCは、前条の目的を達成するため、以下の業務を行う。

- 1 義塾の情報化に関する中長期ビジョンの策定と実施
- 2 情報基盤に関連する研究、開発、調査および試験
- 3 情報基盤の整備、運用管理および運用規程の整備
- 4 教育・研究・経営に関するシステムの開発、運用および維持
- 5 その他ITCの目的達成のために必要な業務

(構成)

第4条 ① ITCは、本部および地区組織（以下「地区ITC」という。）をもって構成する。

② 前項の組織および設置キャンパスは、次のとおりとする。

- 1 ITC本部（三田キャンパス）
- 2 三田ITC（三田キャンパス）
- 3 日吉ITC（日吉キャンパス）
- 4 信濃町ITC（信濃町キャンパス）
- 5 理工学ITC（矢上キャンパス）
- 6 湘南藤沢ITC（湘南藤沢キャンパス）
- 7 芝共立ITC（芝共立キャンパス）

③ ITC本部は、前条の業務に関する企画調整および実施に当たる。なお、必要と認められる場合には、地区ITCと協力のもとにこれを行う。

④ 地区ITCは、当該キャンパスならびに担当する一貫教育校および義塾の研究拠点に必要な情報環境について前条に定める業務を行う。

(組織)

第5条 ① ITCに、次の教職員を置く。

- 1 所長 1名

- 2 副所長 若干名
 - 3 地区ITC所長 各1名
 - 4 所員 若干名
 - 5 ITC本部事務長 1名
 - 6 地区ITC事務長 各1名
 - 7 職員 若干名
- ② 所長はITCを代表し、その業務を統括する。
 - ③ 所長は、義塾内の他の役職を兼ねることができない。
 - ④ 副所長は、所長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
 - ⑤ 地区ITC所長は、当該地区ITCを代表し、その業務を統括する。
 - ⑥ 所員の職務については別に定める。
 - ⑦ ITCは顧問を置くことができる。
 - ⑧ 顧問は、ITCの円滑な運営と教育・研究支援体制の確立のために必要な助言を行う。
 - ⑨ ITC本部事務長は、ITC所長の命を受け、ITC全般の事務を統括する。
 - ⑩ 各地区ITC事務長は、当該地区ITC所長の命を受け、当該地区ITCの事務を統括する。
 - ⑪ 職員の職務については別に定める。

(ITC評議会)

第6条 ① ITCに、ITC評議会（以下「評議会」という。）を置く。評議会は、次の者をもって構成する。

- 1 ITC所長および副所長
 - 2 担当常任理事
 - 3 大学各学部長、大学大学院各研究科委員長および一貫教育校各校長
 - 4 大学各学部、大学大学院各研究科から推薦された者各1名および一貫教育校・ITC連絡会議連絡責任者代表1名
 - 5 大学附属研究所および大学附属施設の長のうちITC所長が推薦する者 若干名
 - 6 メディアセンター所長およびメディアセンター本部事務長
 - 7 情報処理教育室長
 - 8 各地区ITC所長
 - 9 塾監局長、塾長室長、総務部長、人事部長、経理部長、管財部長、学事センター部長
 - 10 一貫教育校各事務長
 - 11 ITC本部事務長および各地区ITC事務長
 - 12 その他ITC所長が必要と認めた者
- ② 評議会は毎年2回定期的にITC所長が招集し、その議長となる。ただし、必要に応じて臨時に招集することができる。
 - ③ 評議会はITCの諮問機関として、次の事項を審議する。
 - 1 ITC事業の基本方針
 - 2 ITCの予算および決算に関する事項

3 ITCの事業に必要なその他の事項

- ④ 第1項第4号および第12号に定める委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、任期途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(ITC運営委員会)

第7条 ① ITCにITC運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。運営委員会は、ITC所長がその職務を円滑に行うため、必要に応じて招集し、その議長となる。運営委員会は、次の者をもって構成する。

- 1 ITC所長および副所長
- 2 ITC本部事務長
- 3 各地区ITC所長
- 4 各地区ITC事務長
- 5 ITC所長が必要と認めた者

- ② 運営委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(ITC利用者協議会)

第8条 ① ITCは各地区ITCに地区ITC利用者協議会（以下「協議会」という。）を置く。委員の構成については、地区ITC所長が決定し、これを委嘱する。

- ② 協議会は各地区ITC所長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- ③ 協議会は各地区ITCに関する、次の事項を協議する。
- 1 地区ITC事業の基本方針
 - 2 地区ITCの事業計画および事業報告に関する事項
 - 3 地区ITCの事業に必要なその他の事項
- ④ 協議会の委員のうち、役職により選任された委員以外の委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、任期途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(教職員の任免等)

第9条 ① ITCの教職員の任免は、次の各号による。

- 1 ITC所長、ITC副所長および各地区ITC所長は、塾長が任命する。
- 2 顧問は、ITC所長の推薦に基づき、塾長が任命する。
- 3 本部事務長、各地区ITC事務長およびその他教職員の任免は、「任免規程（就）（昭和27年3月31日制定）」の定めるところによる。

- ② ITC所長、ITC副所長、ならびに地区ITC所長の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

- ③ 顧問の任期は2年とし、重任を妨げない。

- ④ 運営委員会の各委員、および協議会の各委員のうち、役職により選任された委員の任期は、「慶應義塾任免規程」に従い当該職位に在籍する期間とする。

- ⑤ 第7条により設置される運営委員会の構成員などこの規程に特に定めのない構成員の任期については、2年を限度として別に定める。

(経理)

第10条 ITCの経理は、「慶應義塾経理規程（昭和46年2月15日制定）」の定めるところによる。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議会の審議に基づき、常任理事会の議を経て塾長が決定する。

附 則

- ① この規程および「慶應義塾大学メディアセンター規程」の施行に伴い、「慶應義塾大学メディアネット規程」は廃止する。
- ② この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成20年1月8日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

慶應義塾インフォメーションテクノロジーセンターにおける個人情報の取扱いについて

2008年11月1日制定

慶應義塾インフォメーションテクノロジーセンター（以下、ITC）では、慶應義塾個人情報保護規程に則り、個人情報の適正な取扱いに努めています。

1. 個人情報の利用目的

ITCでは、以下の目的で個人情報を利用いたします。これらの目的以外に利用することはありません。

- (1) 各種システムの運用・提供・改善
- (2) これらに関する利用者への連絡
- (3) 業務遂行上必要と認められる慶應義塾内他部門との共同利用

2. 個人情報の取得方法

ITCでは、以下の方法で個人情報を取得しています。

- (1) 利用者から提出される各種申請書からの直接的な取得
- (2) 慶應義塾内他部門からの間接的な取得

3. 個人情報の第三者への提供

ITCでは以下の場合を除き、事前にご本人の同意を得ることなく、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 業務委託
- (2) 業務遂行上必要と認められる慶應義塾内他部門との共同利用
- (3) 法律の定める例外事項（個人情報の保護に関する法律 第23条第1～4項）

4. 個人情報の開示・訂正等・利用停止等

ITCが保有する個人情報について、ご本人から開示・訂正・利用停止請求を受けたときは、以下の場合を除き、所定の手続きに従い、妥当な範囲内でこれに対応いたします。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) ITCの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令・慶應義塾諸規程に違反することとなる場合

慶應義塾ITCは以下の7機関を指しております。ITCに関する個人情報の取扱いについて、ご不明な点等がありましたら、最寄りのITCまでお問い合わせください。

ITC本部・三田ITC・日吉ITC・信濃町ITC・理工学ITC・湘南藤沢ITC・芝共立ITC